

（目的）

第1条 この要綱は、一般財団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業を活用し、町会等のコミュニティ活動に必要となる備品の整備を支援することにより、地域コミュニティ活動の活性化を図り、地域住民が自ら行う良好な地域づくりを推進する。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- 1 町会等とは、町会、自治会、管理組合その他これらに類する団体をいう。
- 2 新設の町会等とは、概ね5年以内に設立された町会等をいう。

（対象団体）

第3条 申請対象となる団体は、市に登録のある町会等とする。なお、多くの町会等に広く備品を提供するため、未助成団体を優先するとともに、新設の町会等において、優先枠を設けることとする。

- 2 助成実施団体の申請については、助成後5年経過後の前年度の指定する期日までに市へ申請できるものとする。
- 3 同一の建物を複数の町会等で利用している場合については、備品を共用することができるため、申請は代表の町会等に限定する。

（対象となる備品）

第4条 対象となる備品は、町会等のコミュニティ活動に直接必要となる備品で、原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品とする。

（備品の助成方法）

第5条 各町会等への備品の助成は、現物支給とする。

（申請）

第6条 備品の助成を受けようとする町会等の代表者は、八王子市町会・自治会備品助成申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

（選考）

第7条 提供の対象とする町会等の備品助成額が市の予算の範囲を超えた場合については、抽選により決定するものとする。

(助成の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の選考の結果に基づき申請書を受理したときはその内容を審査のうえ、前年度の活動実績（新規に結成した町会等は除く。）及び該当年度の活動計画を考慮した上で助成を決定し、八王子市町会・自治会備品助成決定通知書（第2号様式）により、町会等の代表者にその旨を通知するものとする。

(助成額)

第9条 第5条に定める現物支給は、1団体につき20万円を上限とする。

(受領)

第10条 町会等の代表者は、第7条の助成決定を受け、備品を受領したときは、直ちに品名、数量等を確認し、備品無償譲渡受入承諾書（第3号様式）を、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(備品の利用)

第11条 町会等は、助成をうけた備品を適正に管理し、コミュニティ活動に有効に利用するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。